

債権差押命令申立ての手引 (令和元年10月1日から)

〒900-8567 那覇市樋川1丁目14番1号

那覇地方裁判所 民事第3部 債権執行係

☎ 098-918-3330 (直通)

1 申立手数料

収入印紙 4,000円分〔債権者1名、債務者1名、債務名義1通の場合〕

※ 債権者や債務者が複数の場合は、1名増えるごとに4,000円の追加印紙が必要です。

2 郵便切手

(1) 陳述催告申立てをする場合

1,145円分×第三債務者の人数 (第三債務者への差押命令正本送達用)

1,099円分×債務者の人数 (債務者への差押命令正本送達用)

519円分×第三債務者の人数 (陳述書提出用)

94円分×1 (債権者への差押命令正本送付及び送達通知用)

84円分×第三債務者の人数 (債権者への陳述書直送用)

※ 以上の額は全額執行費用として請求できます (当事者各1名ずつの場合2,941円分)。

(2) 陳述催告申立てをしない場合

1,099円分×〔第三債務者の人数+債務者の人数〕 (差押命令正本送達用)

94円分×1 (債権者への差押命令正本送付及び送達通知用)

※ 以上の額は全額執行費用として請求できます (当事者各1名ずつの場合2,292円分)。

3 申立書

債権差押命令申立書に当事者目録、請求債権目録、差押債権目録を1枚ずつ付けて、ホッチキスで留め、契印したものを提出してください。

※ 申立書の各ページ上部に捨て印を押してください。

※ 以上のほか、上記各目録 (当事者目録、請求債権目録、差押債権目録) の写しを各1部添付してください。(これは申立書に添付書類として表示しなくて結構です。またホッチキスと同じく押印はしないでください。)

4 添付書類

(1) 債務名義及びその送達証明書

※ 執行文付与が必要な債務名義は、執行文付きのもの

※ 更正決定又は更正処分があるものは、その正本及びその送達証明書も添付のこと

(2) 当事者 (債権者、債務者、第三債務者) が法人である場合、**代表者の資格証明書** (商業登記の登記事項証明書等)

(3) 当事者の住所や氏名 (名称) が債務名義上の住所・氏名 (名称) と異なっている場合、当事者の同一性 (つながり) を示す公文書 (住民票、戸籍附票謄本、商業登記の履歴事項証明書等)

※ 上記(2)、(3)については、申立日より1ヶ月以内に発行されたもの。

※ 不明の点、特殊事案等については、係に相談してください。